

スーパー連携大学院プログラム奨学金規程

2015年6月16日

(趣旨)

第1条 この規定は、スーパー連携大学院プログラム奨学金（以下「奨学金」）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、スーパー連携大学院プログラムを受講する博士後期課程受講生に対し、修学に必要な経済的支援を行うことを目的とする。

(奨学金の金額)

第3条 奨学金は、給付型として金額は別に定める。

2 奨学金の金額は、スーパー連携大学院コンソーシアム運営協議会が決定する。

(奨学金の支給期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、スーパー連携大学院プログラムを受講する博士後期課程に在籍する3年間とする。ただし、履修計画書を申請時に提出し、スーパー連携大学院プログラムの修学の確認を行い、支給の可否を審査する。

(申請資格)

第5条 所属大学の博士後期課程に在学し、スーパー連携大学院プログラム受講生としてプログラムを修学する者。ただし、以下の場合は対象とならない。

- ・社会人学生等で定職に就いている者
- ・他の給付型の奨学金が本奨学金の支給額（年額）以上の場合
- ・研究員等の給与（奨励金）等が本奨学金の支給額（年額）以上の場合

(支給申請)

第6条 奨学金の支給を申請する者は、別に定める当該年度の[奨学金支給申請要項](#)に基づきスーパー連携大学院コンソーシアム会長に申請するものとする。

(奨学金の支給方法)

第7条 奨学金の支給は、毎月月末に本人名義の銀行口座に振り込むものとする。

(異動届出)

第8条 奨学生は次の各号の一に該当するときは、ただちにスーパー連携大学院コンソーシアム事務局に届け出る。

- (1) 休学、転学及び退学したとき、または長期欠席したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 住所その他重要な事項に変更があったとき。

(支給の廃止)

第9条 奨学生は次の各号の一に該当するときは、支給を廃止する。

- (1) 第5条に規定する資格を失ったとき。

- (2) スーパー連携大学院プログラムの修学の見込みがなくなったとき.
- (3) 奨学金の支給を辞退したとき.

(支給の停止)

第10条 奨学生が休学する場合は、所属大学に提出した休学期間を停止する.

(担当事務)

第11条 奨学金及び奨学生に関する事務は、スーパー連携大学院コンソーシアム事務局が行う.

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める.

附 則

この規程は、2014年2月21日から施行する.